

にらさきワインタクシー 旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条 4 に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条 5 に定める契約書面の一部になります。

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行をお申し込みされる場合、一般社団法人韮崎市観光協会（以下「当協会」といいます。）はお客様が下記事項を承諾されたものとみなします。

- (1) この旅行は当協会が募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) この旅行の集合また解散は「にらさきワインタクシー受付場所」となります。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、Eメール、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約によります。
- (4) 当協会は、お客様が当協会の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅行を管理することを引き受けます。
- (5) この旅行には添乗員は同行いたしません。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 所定の申込画面に所定の必要事項を入力して送信してください。
- (2) 契約は、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発信し、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

3. 申込み条件

- (1) 20 歳未満の方はお申込みできません。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの前に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (3) 前号のお申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を

取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金に含まれるもの タクシー代金、ワイン購入補助券、保険料、消費税

5. 旅行代金に含まれないもの

前項ほかの費用(お客様自身のご自宅から発着地までの交通費・宿泊費等)は旅行代金に含まれません。

6. お客様の交代

- (1) お客様は、当協会の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。その際は譲渡されるお客様情報を必ず事前にご連絡いただく必要があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当協会の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとし、なお、当協会は交替をお断りする場合があります。

7. お客様による旅行契約の解除

お客様は、当協会への電話連絡により旅行契約を解除することができます。

8. 当協会による旅行契約の解除・催行中止

- (1) お客様が当協会のあらかじめ明示した旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) お客様が第3項のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (5) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (7) 著しい交通混雑のため列車、バス等公共交通機関の出発時刻に間に合わないとき。

- (8) 経路上の道路に天災、気象状況、工事等による通行止めがあるとき。
- (9) 経路上の道路が著しい混雑により予定乗降車地での安全運行を妨げるおそれがあると認められたとき。

9. 当協会の責任及び免責

- (1) 当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
- (2) 当協会はお客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当協会は本項(1)の責任を負いかねます。

ただし、当協会の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ① 天災、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更により到着が遅延し旅行に参加できない場合

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を被ったときは、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当協会に申し出なければなりません。

11. 特別補償

- (1) 当協会は前項(1)の当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身

体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金等を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金をあらかじめ定める額を支払います。

- (2) 本項(1)にかかわらず、当協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、免許証、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

12.全国通訳案内士、地域通訳案内士の同行 なし

13. 個人情報の取り扱い

当協会は、旅行申込みの際にお客様から提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関の手配、及びそれらのサービスの受領のため必要な範囲内で利用させていただきます。また当協会では1 取り扱う商品・サービス等のご案内、2 ご意見ご感想の提供等にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

14. 募集型企画旅行実施可能区域

韮崎市、北杜市、南アルプス市、甲斐市

《旅行実施》

山梨県知事登録旅行業 第地域-344 号 一般社団法人韮崎市観光協会

旅行業務取扱管理者 山田 裕彦

〒407-8501 山梨県韮崎市水神 1-3-1